

輪島市小型除雪機械購入補助金の概要

冬期間における道路交通の確保及び安全で安心な市民生活の確保を図るため、小型除雪機械の購入に要する経費について、補助金を交付する。

1. 補助金交付年度

平成30年度から32年度の3箇年

2. 事業実施主体

自主防災組織・・・地域ぐるみで防災活動を実施する組織で、構成員の中に防災士の資格を有する者がいる。

3. 補助の内容

①小型除雪機（ロータリー型）

※搭乗式は不可

②補助率及び限度額

補助率	限度額
50%	500,000円

【計算例】

○小型除雪機 874,800 円（税込み）を購入する場合

$874,800 \text{ 円} \times 0.5 = 437,400 \text{ 円}$

千円未満切捨てのため・・・地元負担分 437,800 円、輪島市補助分 437,000 円

○小型除雪機 1,155,600 円（税込み）を購入する場合

$1,155,600 \text{ 円} \times 0.5 = 577,800 \text{ 円}$

限度額が 500,000 円のため・・・地元負担分 655,600 円、輪島市補助分 500,000 円

3. 取得できる数量の制限

単年度あたり、1つの自主防災組織に1台

4. 補助金交付の条件

- ①除雪機は市内の業者より購入すること。
- ②購入した除雪機は購入者(自主防災組織)で保管し、維持管理(修理・燃料等)を行うこと。
- ③補助金の交付を受けた日から10年間は、譲渡、交換、貸付け、売却、処分してはならない。
- ④除雪機納品後、15日以内に補助金実績報告書に關係書類を添えて市へ提出すること。
- ⑤除雪機の購入に関する帳簿・書類等は、補助金の交付を受けた日から5年間保存すること。

5. その他

補助金の手続きの流れは、別紙「輪島市小型除雪機械購入補助金の手続きの流れ」参照。